

【別添】

令和7年度とっとり花回廊フラワードーム・東館自動扉更新業務仕様書

- 1 業務名称
令和7年度とっとり花回廊フラワードーム・東館自動扉更新業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所
鳥取県立とっとり花回廊（西伯郡南部町鶴田110）
- 3 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日
- 4 業務概要
とっとり花回廊のフラワードーム、東館の各自動扉について、老朽化した機器類の交換を行うもの。
- 5 業務内容 ※（別添）位置図、現況写真を参照
 - (1) 既存設備（ナブコドア製）自動ドアの撤去処分
 - VS-85D引分型 × 1台
 - VS-150D引分型 × 3台
 - DS-150D引分型 × 5台
 - DS-41D引分型 × 1台
 - (2) 新規設備の据付
 1. エンジン装置 10台
 2. 無目付光線センサー 1台
 3. 天井埋込光線センサー 19台
 4. 補助光線 10組
 5. 床面レール補修 1式
 6. 枠周辺補修 1式
 7. 解体工事、処分、エンジン取付、搬入、現場管理等 一式
 - (3) 試験・確認
据付後、装置の動作確認を行い正常に動作しているか確認を行うこと。
- 6 業務完了時の提出書類及び検査
本業務完了後、5日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに検査を受けること。
- 7 成果品
業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。
（完成図書）
 - ・作業報告書（交換部品一覧表、作業報告書、動作確認・試験記録書）
 - ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）
- 8 業務実施に当たっての留意事項
 - (1) 施工に必要な資格
受注者は、自動扉設備に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。
 - (2) 諸法令に定める所定の手続き等
受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。
 - (3) 作業日の指定
作業日は、施設担当職員と調整を行なって決定すること。
 - (4) 機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し作業前に発注者の確認を受けること。

(5) 既設品の処分等

交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(6) 既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(7) 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したもののについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を取ること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(3) 成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。